

本件事故当時、双葉町に居住していた申立人が、生活費増加費用の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1条 和解の範囲

被申立人は、申立人に対し、下記一覧表の損害項目（同表記載の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1	生活費増加費用 (3月、4月における衣類購入費用)	自 平成23年 3月11日 至 平成23年11月30日	2万0000円
2	生活費増加費用 (カーナビの購入費用)	自 平成23年 3月11日 至 平成23年11月30日	3万0000円
3	生活費増加費用 (携帯料金の増加分)	自 平成23年 3月11日 至 平成24年 1月31日	5万0000円
4	生活費増加費用 (家族間の移動費用)	自 平成23年 9月 1日 至 平成24年11月30日	33万6000円

合計 43万6000円

第2条 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前条記載の損害項目及び期間にかかる和解金として、金43万6000円の支払義務があることを認める。

第3条 支払方法

(省略)

第4条 清算

申立人と被申立人は、第1条に掲げる損害項目（ただし、同条に掲げる期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

第5条 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が、各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年4月27日

(仲介委員長 安藤武久、仲介委員 丸山裕司、同 中野剛史)